

関西イノベーション国際戦略総合特区における 優遇税制のご案内

市税の軽減を受けるための共通要件

- ◎ 事業計画認定後、3年以内に当該特区関連事業を開始していること
 - ◎ 関西国際戦略総合特区の地域協議会に参画していること（事業計画認定時の要件ではありません）
 - ◎ 条例に規定された市税の滞納等の除外規定に該当していないこと
- ※ 上記全ての要件を満たす必要があります。

法人市民税・事業所税の軽減措置

◇ 実績報告により下記の全てを確認する必要があります。

- ・ 認定した特区事業の実施による成果
- ・ 下記の区分による市内における常用雇用者※の増加（計画認定前年度と比較）

※ 常用雇用者：雇用保険の被保険者であって、期間の定めのない労働契約を締結している者です。
 ※ 事業所税（資産割）については、常用雇用者の増加の要件はありません。

区 分	人 数
資本金1億円以下の企業・中小企業基本法上の中小企業者・会社法上の会社以外の法人	0人以上
資本金1億円超～10億円以下の企業（中小企業者以外の会社法上の会社）	5人以上
資本金10億円超～50億円以下の企業（会社法上の会社）	10人以上
資本金50億円超の企業（会社法上の会社）	20人以上

◇ 軽減割合（認定特区事業割合）は下記により毎年度算出します。

「実績報告年度特区事業従事従業者数」「市内従業者増加数(計画対象前年度と比較)」のうち小さい数値
 実績報告年度市内従業者数

⇒ 市外から新たに進出した企業等計画認定前年度に市内に事務所等がなく、実績報告年度において全ての従業者が特区事業に従事している場合のみ100%となります。

⇒ 市内企業が事業拡大のため特区エリアに進出した場合の軽減率の例

例) 市内企業が既存事業（従業者数80人）を継続したまま、新たに特区に進出した場合、実績報告年度において市内従業者数100人（うち特区事業従事者数20人）であれば、20人/100人となり軽減割合は20%となります。

⇒ 但し、法人市民税（均等割）は区内従業者の増加数により軽減割合を算定し、事業所税（資産割）は市内事業所床面積の増加数により軽減割合を算定します。

◇ 実績報告認定を受けた次年度に上記割合による軽減を受けることができます。

固定資産税・都市計画税の軽減措置

◇ 対象となる固定資産は下記の条件全てを満たすものに限定されます。

- ・ 事業計画認定後3年以内に取得・供用開始されたものであること
- ・ 供用開始後1月1日時点にて所有し、認定された事業の用に供していること

⇒ 但し、土地・家屋に特区事業以外に供用している部分がある場合、特区事業に供用している割合に応じた軽減となります。

【お問い合わせ窓口】

大阪市 経済戦略局 立地交流推進部 立地推進担当
 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟4階M-4
 TEL: 06-6615-6765 FAX: 06-6615-7433

最大で「地方税0円」

大阪市内の特区地域に進出し、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行う場合、市税が軽減されます

※所定の要件により軽減割合が変わります。

関西イノベーション国際戦略総合特区



A 大阪駅周辺地区の区域



B 夢洲・咲洲地区の区域

大阪府大阪市 此花区・住之江区の一部



制度の概要について

- ◆特区地域に進出し、事業計画の認定を受け、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合、地方税が軽減されます。

【対象区域】（詳細はお問合せ下さい）

夢洲・咲洲地区及び阪神港地区、大阪駅周辺地区

【対象事業】（詳細は3ページをご覧ください）

「新エネルギー分野」「ライフサイエンス分野」関係事業、両分野を支援する事業
⇒ 「関西イノベーション国際戦略総合特区」の取組みと関連のあるものに限ります。

【対象税目・軽減内容】（詳細は4ページをご覧ください）

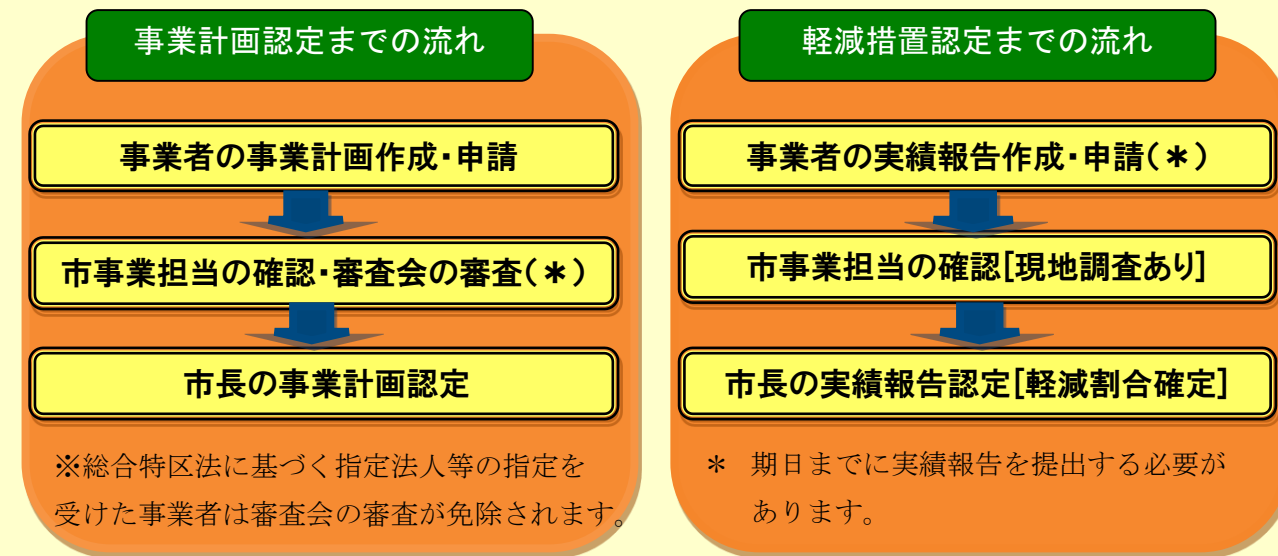
法人市民税・事業所税：市外から特区に新たに進出の場合最大5年間ゼロ+5年間1/2
⇒ 市内からの移転の場合、従業者数等の増加割合に応じて軽減されます。
固定資産税・都市計画税：事業計画認定後3年以内に取得し、供用を開始した特区事業用固定資産について最大5年間ゼロ+5年間1/2

【事業計画の認定方法・期間】

方法：事業者作成の「事業計画」について審査会の意見を聞いた上で市長が認定
認定申請期限：平成32年3月31日まで

【軽減措置の認定手続】

「事業計画」認定事業者が毎年度実績報告書を提出し、その内容を市長が認定



※具体的に申請をご検討の事業者の方は、必ず事前にご相談ください。

大阪駅周辺、夢洲・咲洲、阪神港は地方税が最大で「ゼロ」に！

・大阪府でも法人府民税、事業税、不動産取得税の軽減措置を実施しています。

新エネルギー関係の対象事業

- ★ 電気を動力源とする自動車、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車その他の使用に伴い排出される温室効果ガスによる環境への負荷が特に少ない自動車（環境配慮型自動車）の製造又は研究開発に関する事業
 - ★ 環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充てんするための施設又は設備の研究開発又は製造に関する事業
 - ★ 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、持続的に利用することができると認められるものの利用に係る研究開発又は供給に関する事業
 - ★ 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業
 - ★ 先進的な技術を用いたりチウムイオン蓄電池、太陽電池、燃料電池等の電池の研究開発又は製造に関する事業
 - ★ 発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球若しくは照明器具、エネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプその他エネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であって、先進的な技術を用いたものの研究開発又は製造に関する事業
- ※上記事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関するものを含む。

対象事業イメージ

電気自動車関連の研究開発・製造、太陽光や風力等の新エネルギーの研究開発・供給、スマートコミュニティの実証、先進的なリチウムイオン蓄電池等の研究開発・製造、先進的な省エネ機器の研究開発・製造 など

ライフサイエンス関係の対象事業

- ★ 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）
- ★ 神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）
- ★ 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）
- ★ 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（薬事法に規定する治験）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）
- ★ 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）
- ★ 高度な医療を提供する医療施設又は医療設備（高度医療施設等）の整備又は運営に関する事業

対象事業イメージ

高度な医薬品・医療機器の研究開発・製造、高度再生医療等の研究開発、医療・介護ロボットの研究開発・製造、治験・臨床研究、医療情報システムの研究開発、高度な医療施設・設備の整備運営 など

「新エネルギー」又は「ライフサイエンス」関係事業を支援する対象事業

- ★ 長距離の輸送に供する国際海上コンテナの荷役、荷さばき及び保管に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業
- ★ 国際戦略総合特別区域の区域内の地点と本邦内の地点又は本邦外の地点との間において行う航空貨物の運送に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）
- ★ 国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る）

対象事業イメージ

国際貨物（船舶・航空）、MICE※（企業等の会議、報奨・研修旅行、国際機関等が行う会議、イベント・展示会）※MICE (Meeting, Incentive(travel), Convention, Event/Exhibition)